

令和 7 年医療扶助実態統計の概要 (令和 7 (2025) 年 6 月審査分)

目次

I	統計の概要.....	1
II	令和 7 年集計結果の概要.....	2
	【 医療診療 】	2
	1. 一般診療件数の入院－入院外・傷病分類別の状況	2
	2. 一般診療件数の入院－入院外・年齢階級・傷病分類別の状況	3
	3. 一般診療件数の傷病分類・入院期間－診療期間別の状況	5
	4. 一般診療件数の入院期間－診療期間・傷病分類別の状況	7
	5. 一般診療件数の入院－入院外・病院－診療所・傷病分類別の状況	9
	6. 一般診療件数と日数と決定点数の入院－入院外・傷病分類別の状況	11
	7. 1 件当たり日数と 1 件当たり決定点数の入院－入院外・都道府県－指定都市－中核市別の状況	12
	【 薬局調剤 】	14
	8. 調剤行為の状況	15
III	用語の解説.....	16

I 統計の概要

1 目的

この統計は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助を受給している者の診療行為、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を把握し、生活保護受給者に対する医療対策、その他厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的として作成する。

2 集計対象

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部に提出され、令和 7 年 6 月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、「匿名医療保険等関連情報データベース」に蓄積されている公費単独（医療扶助）のもの全てを集計対象とした。

ただし、歯科診療の入院分は集計対象としない。

3 集計事項

診療報酬明細書の記入事項のうち、傷病名、診療実日数、診療行為別点数等の事項
調剤報酬明細書の記入事項のうち、受付回数、処方調剤、調剤点数等の事項

4 利用上の注意

（１）表章記号の規約

計数のない場合	—
表章単位の 2 分の 1 未満の場合	0, 0.0
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

（２）掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合がある。

（３）集計は、一次審査分であり、再審査、返戻等は含まない。

（４）診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計は、記録された内容に基づき集計した結果である。

Ⅱ 令和7年集計結果の概要

【医療診療】

1. 一般診療件数の入院－入院外・傷病分類別の状況

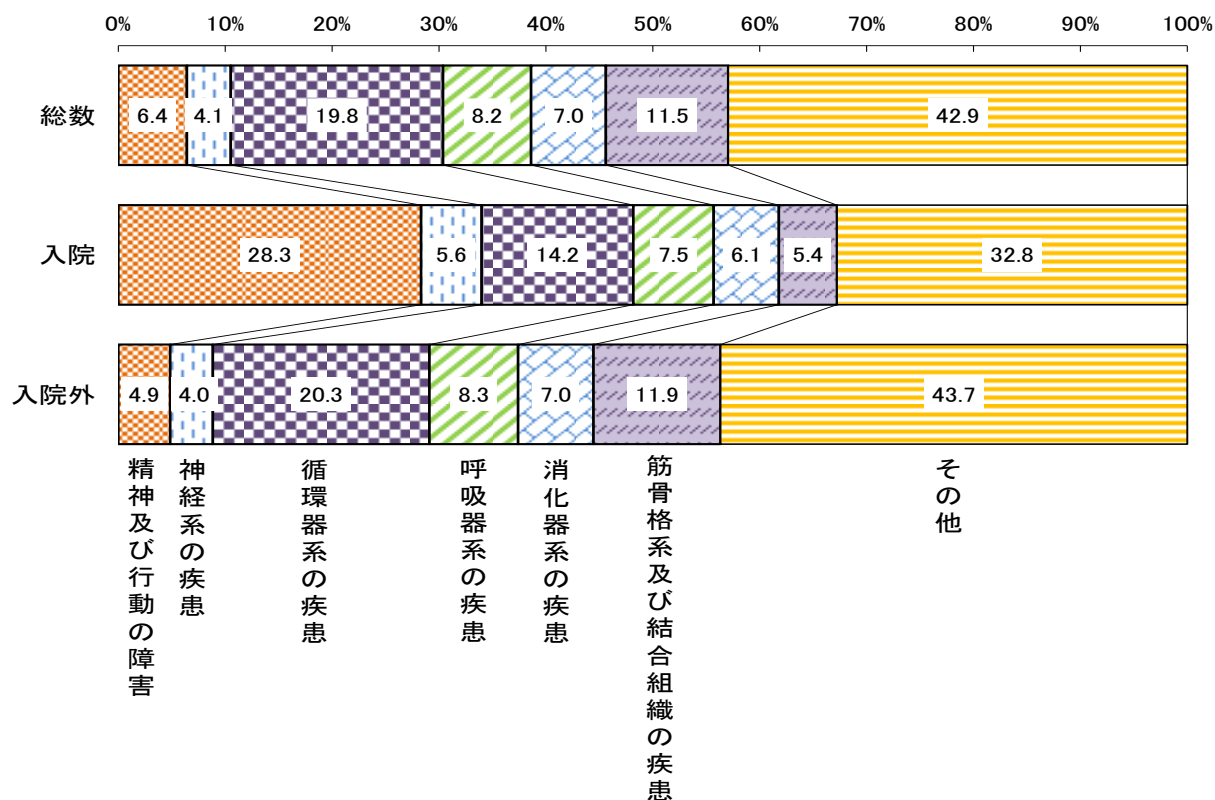
一般診療件数の傷病分類別の構成割合は、「循環器系の疾患」が19.8%と「その他」以外では最も多く、次いで「筋骨格系及び結合組織の疾患」が11.5%となっている。

上記の構成割合を更に、入院－入院外別にみると、入院では「精神及び行動の障害」が28.3%、入院外では「循環器系の疾患」が20.3%と、それぞれ「その他」以外では最も多い。（表1、図1）

表1 一般診療件数・構成割合，入院－入院外・傷病分類別

	件 数			構 成 割 合		
	総数	入院	入院外	総数	入院	入院外
	(件)	(件)	(件)	(%)	(%)	(%)
総 数	1,902,230	126,981	1,775,249	100.0	100.0	100.0
精 神 及 び 行 動 の 障 害	122,354	35,993	86,361	6.4	28.3	4.9
神 経 系 の 疾 患	78,225	7,174	71,051	4.1	5.6	4.0
循 環 器 系 の 疾 患	377,582	18,019	359,563	19.8	14.2	20.3
呼 吸 器 系 の 疾 患	156,538	9,549	146,989	8.2	7.5	8.3
消 化 器 系 の 疾 患	132,838	7,756	125,082	7.0	6.1	7.0
筋 骨 格 系 及 び 結 合 組 織 の 疾 患	218,124	6,875	211,249	11.5	5.4	11.9
そ の 他	816,569	41,615	774,954	42.9	32.8	43.7

図1 一般診療件数の構成割合，入院－入院外・傷病分類別



2. 一般診療件数の入院－入院外・年齢階級・傷病分類別の状況

一般診療件数の傷病分類別の構成割合を年齢階級別にみると、0～14歳では「呼吸器系の疾患」が37.4%と多くなっている。加齢とともに「循環器系の疾患」は多くなり、65歳以上においては25.3%となっている。（図2－1）

上記の構成割合を更に、入院－入院外別にみると、

- ・入院では、15歳以上において「精神及び行動の障害」が多く、特に15～34歳では62.5%と6割超となっている（図2－2）。
- ・入院外では、「呼吸器系の疾患」が0～14歳で37.6%と多くなっているが、加齢とともに少なくなっている。一方「循環器系の疾患」は加齢とともに多くなり、65歳以上では26.0%となっている。（図2－3）

図2－1 一般診療件数の構成割合，年齢階級・傷病分類別（総数）

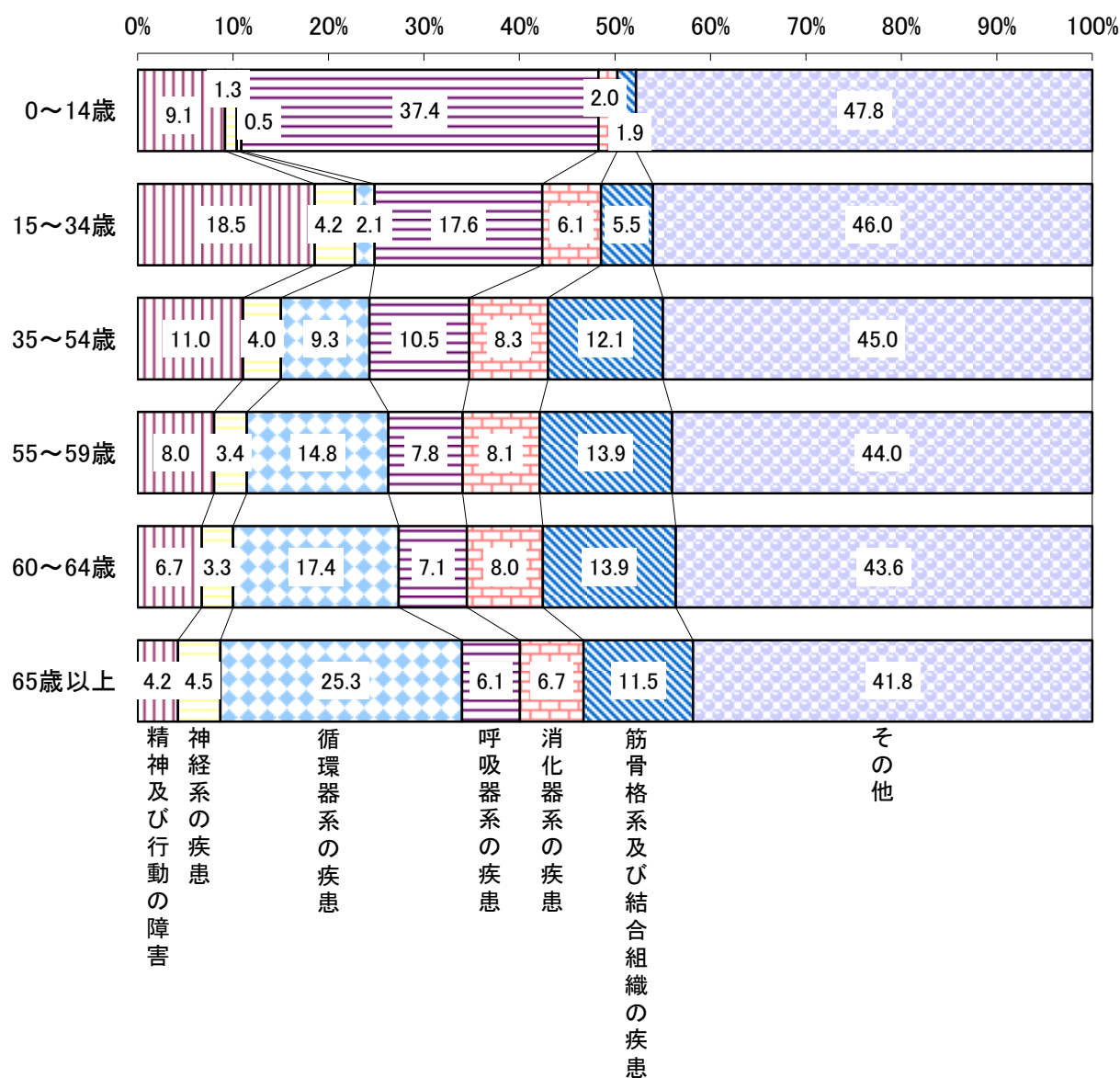


図 2 - 2 一般診療件数の構成割合，年齢階級・傷病分類別（入院）

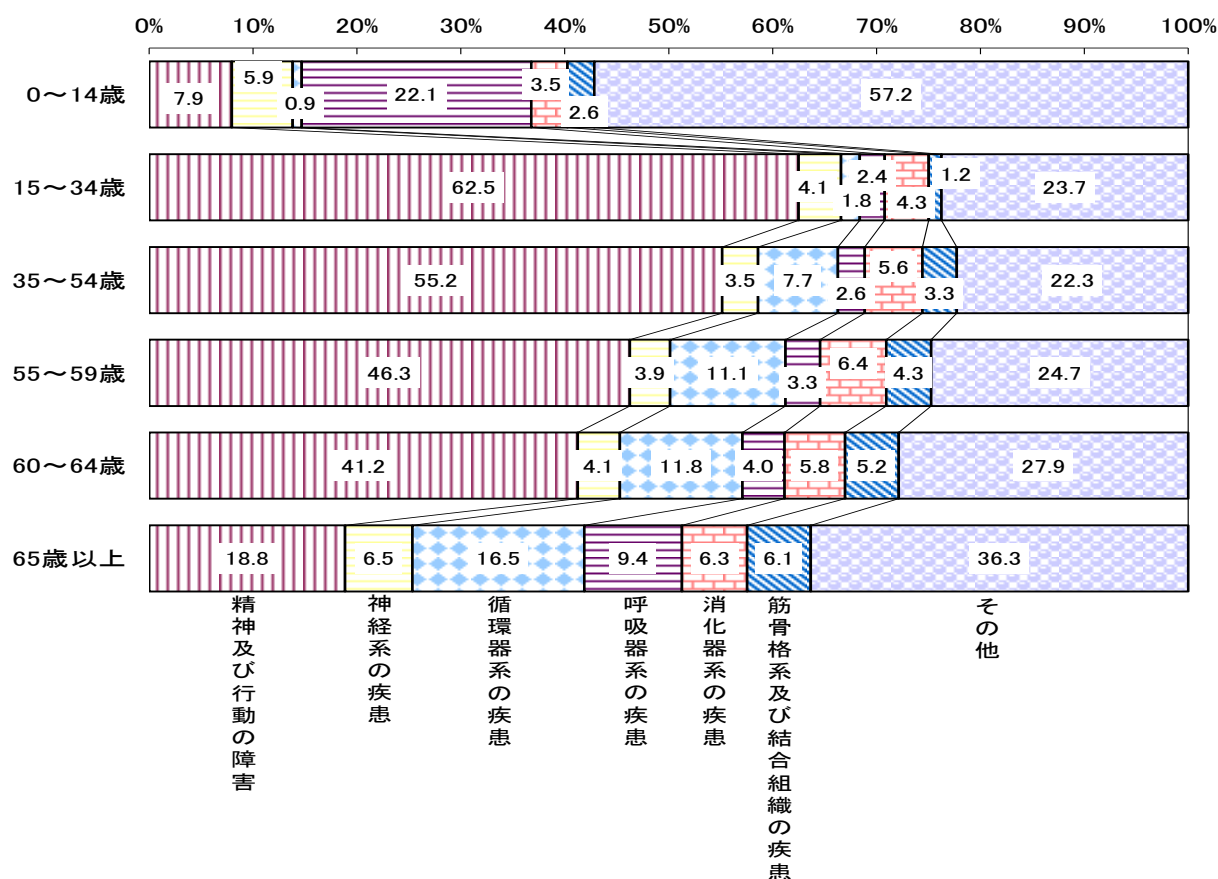
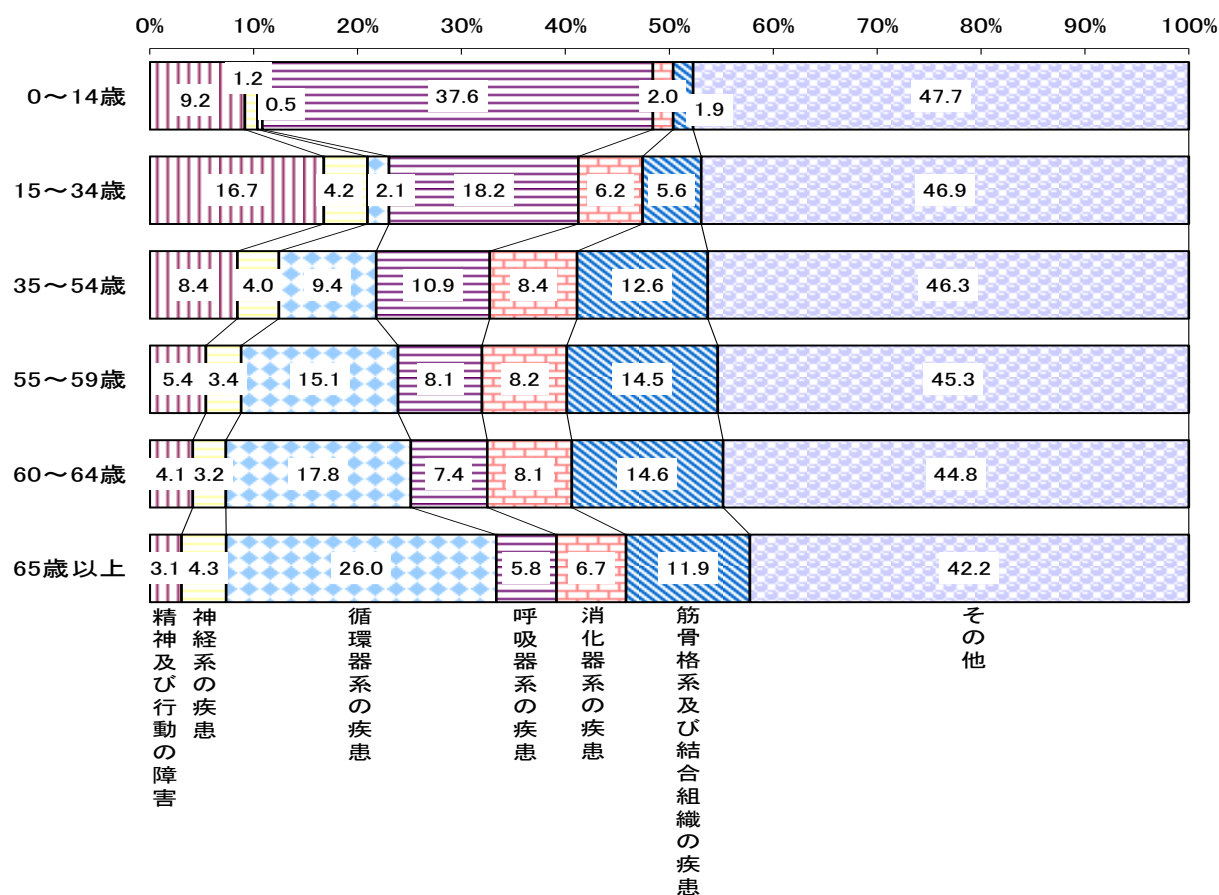


図 2 - 3 一般診療件数の構成割合，年齢階級・傷病分類別（入院外）

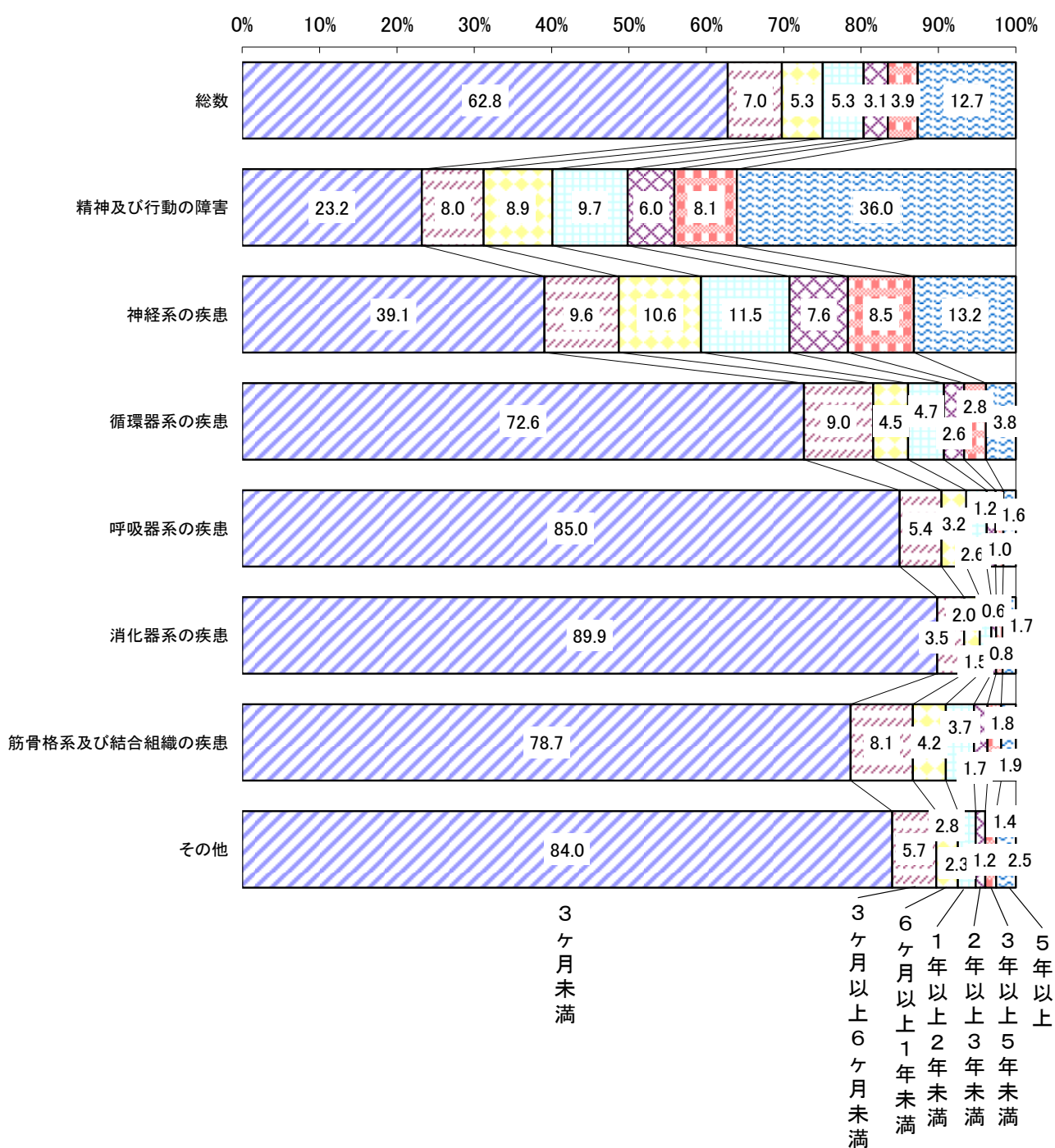


3. 一般診療件数の傷病分類・入院期間－診療期間別の状況

一般診療件数の入院期間別の構成割合は、「3か月未満」が62.8%であり、「5年以上」が12.7%となっている。

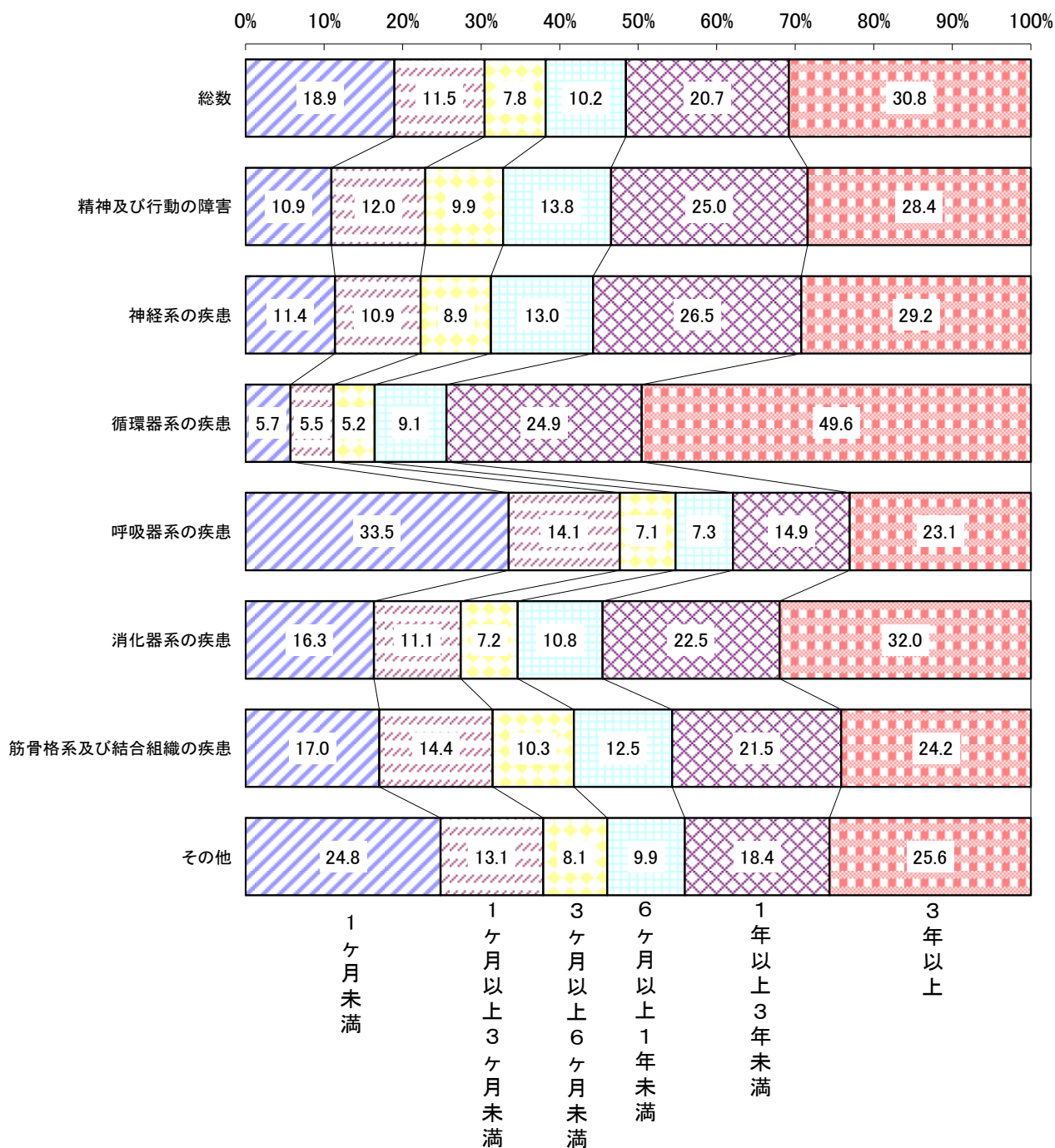
更に、入院期間を傷病分類別にみると、「精神及び行動の障害」では「5年以上」が36.0%と約4割を占めている。また、「精神及び行動の障害」、「神経系の疾患」以外の疾患においては、入院期間「3か月未満」が7割以上となっている。（図3－1）

図3－1 一般診療件数の構成割合，傷病分類・入院期間別（入院）



一般診療件数の診療期間を傷病分類別にみると、総数においては「3年以上」が約3割を占めているが、「循環器系の疾患」においては約5割を占めている（図3－2）。

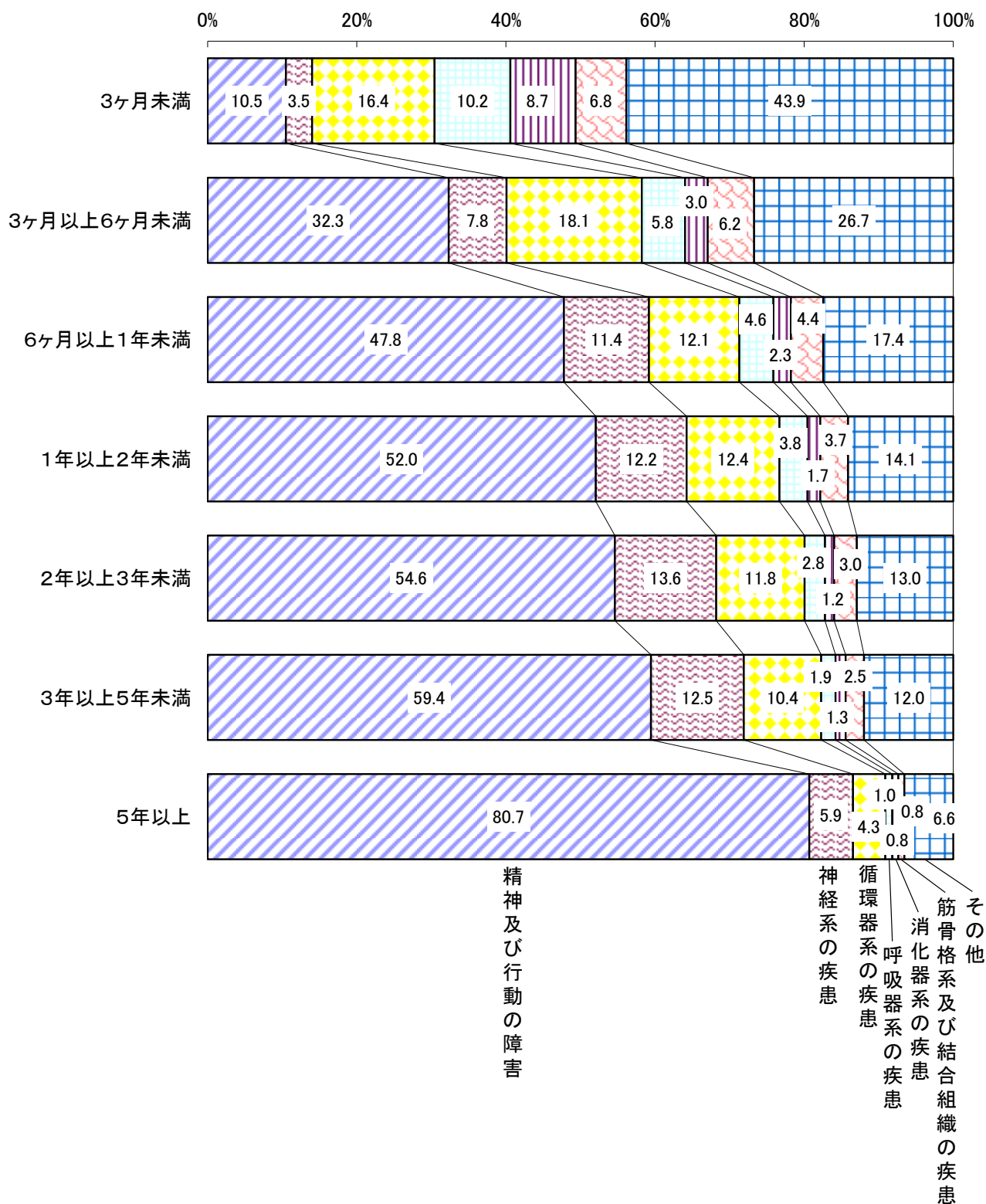
図3－2 一般診療件数の構成割合，傷病分類・診療期間別（入院外）



4. 一般診療件数の入院期間－診療期間・傷病分類別の状況

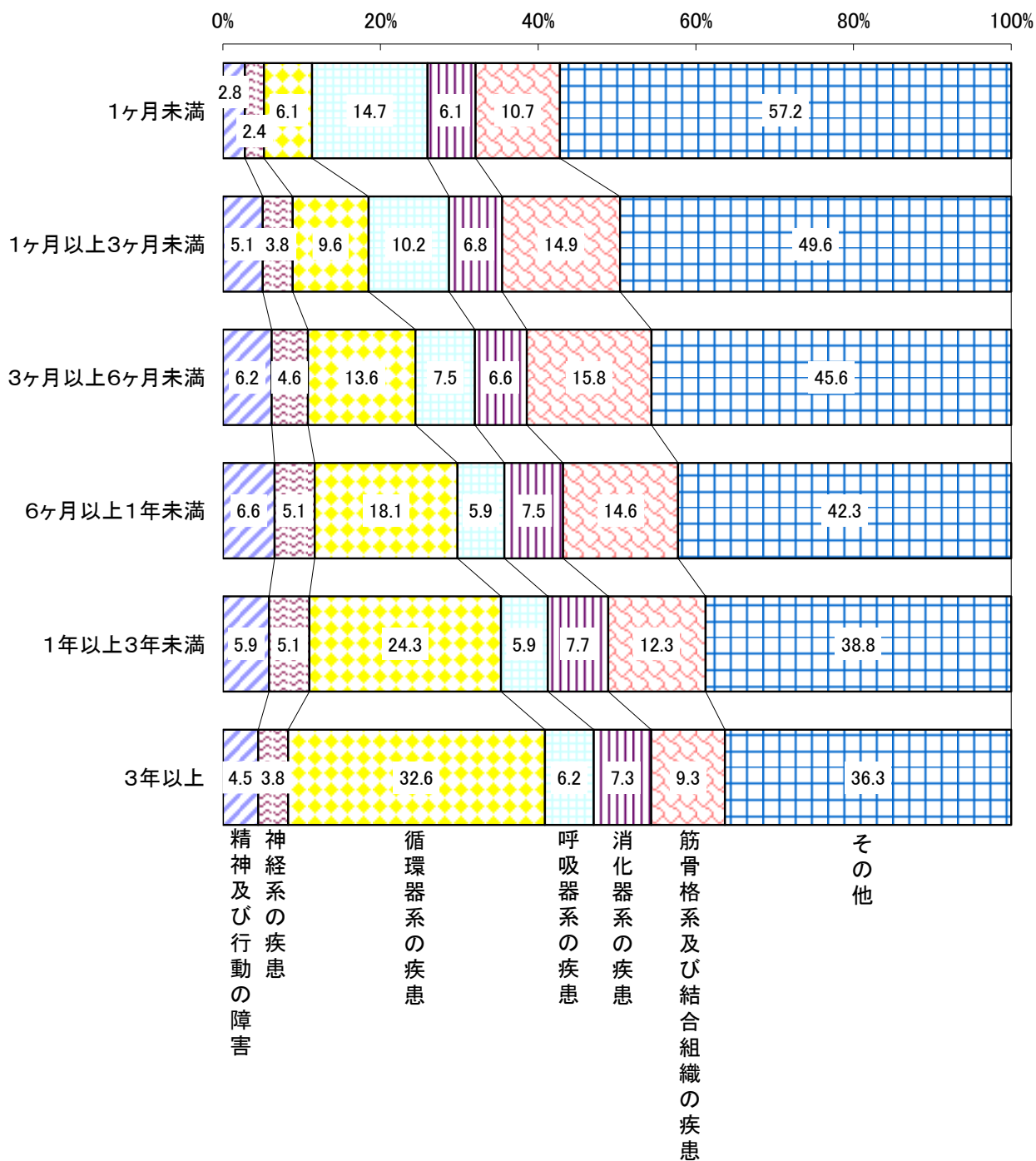
一般診療件数の入院における傷病分類別の構成割合を入院期間別にみると、入院期間が長くなるほど「精神及び行動の障害」の割合が高くなる傾向にあり、「5年以上」では80.7%となっている（図4－1）。

図4－1 一般診療件数の構成割合，入院期間・傷病分類別（入院）



一般診療件数の入院外における傷病分類別の構成割合を診療期間別にみると、診療期間が長くなるほど「循環器系の疾患」の割合が高くなる傾向にあり、「3年以上」では32.6%となっている（図4-2）。

図4-2 一般診療件数の構成割合，診療期間・傷病分類別（入院外）



5. 一般診療件数の入院－入院外・病院－診療所・傷病分類別の状況

一般診療件数を病院－診療所別にみると、総数では、「病院」が 35.1%、「診療所」が 64.9%と診療所が多い（図 5－1）。

これを入院－入院外別にそれぞれ病院－診療所別にみると、入院では「病院」が 98.7%となっている（図 5－2）。入院のうち、病院における傷病分類別構成割合は「精神及び行動の障害」が 28.7%で最も多く、診療所では「循環器系の疾患」が 20.2%で「その他」以外では最も多い（図 5－4）。

また、入院外では「病院」が 30.6%、「診療所」が 69.4%となっており（図 5－3）、傷病分類別構成割合は「循環器系の疾患」が病院で 18.0%、診療所で 21.2%となっており、ともに「その他」以外では最も多い（図 5－5）。

図 5－1 一般診療件数の構成割合，病院－診療所別（総数）

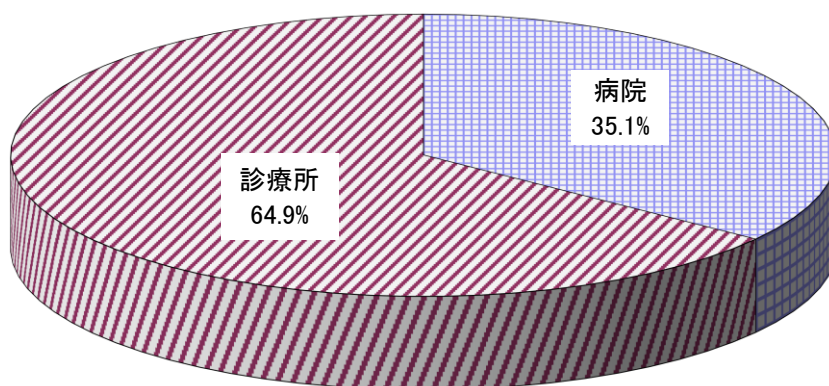


図 5－2 一般診療件数の構成割合，病院－診療所別（入院）

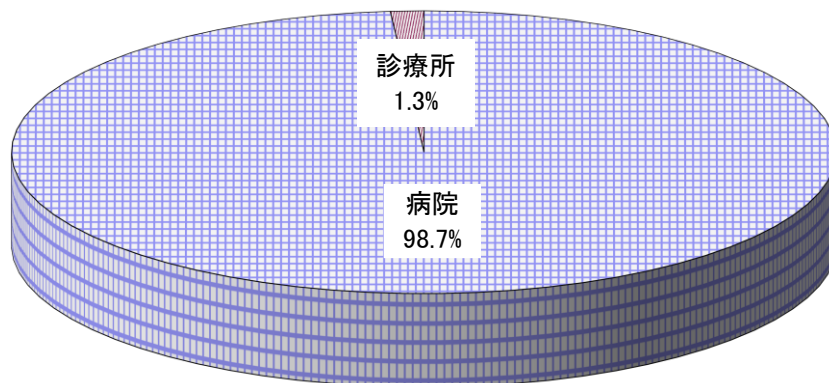


図 5－3 一般診療件数の構成割合，病院－診療所別（入院外）

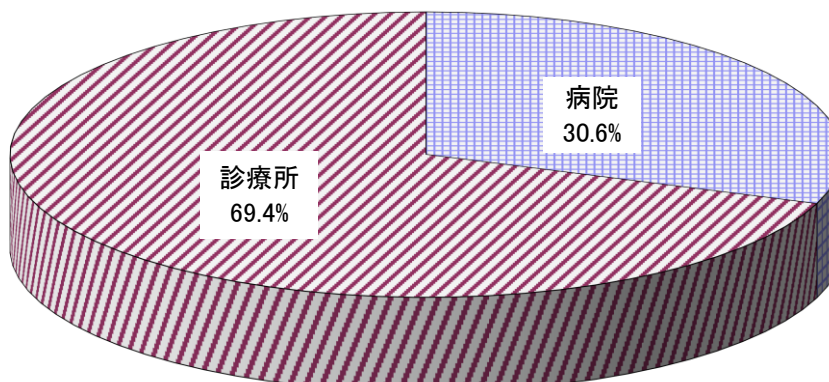


図 5 - 4 一般診療件数の構成割合，病院－診療所・傷病分類別（入院）

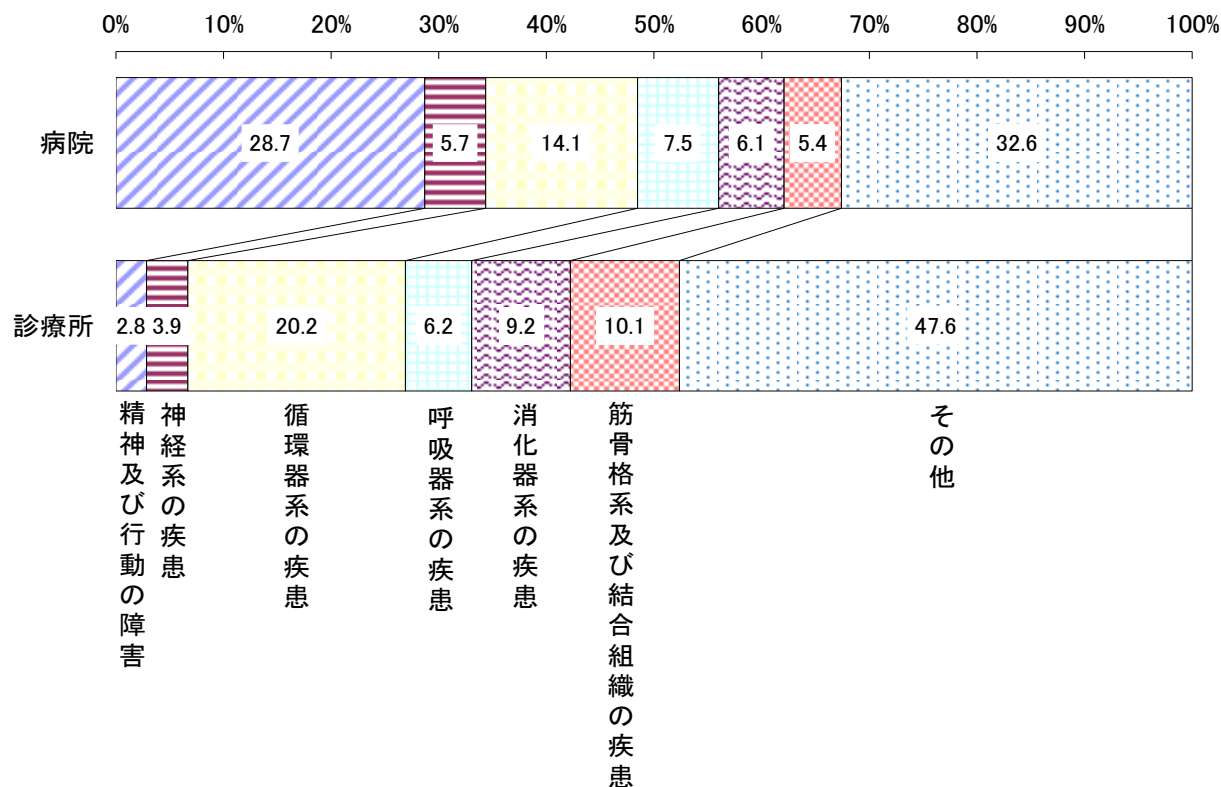
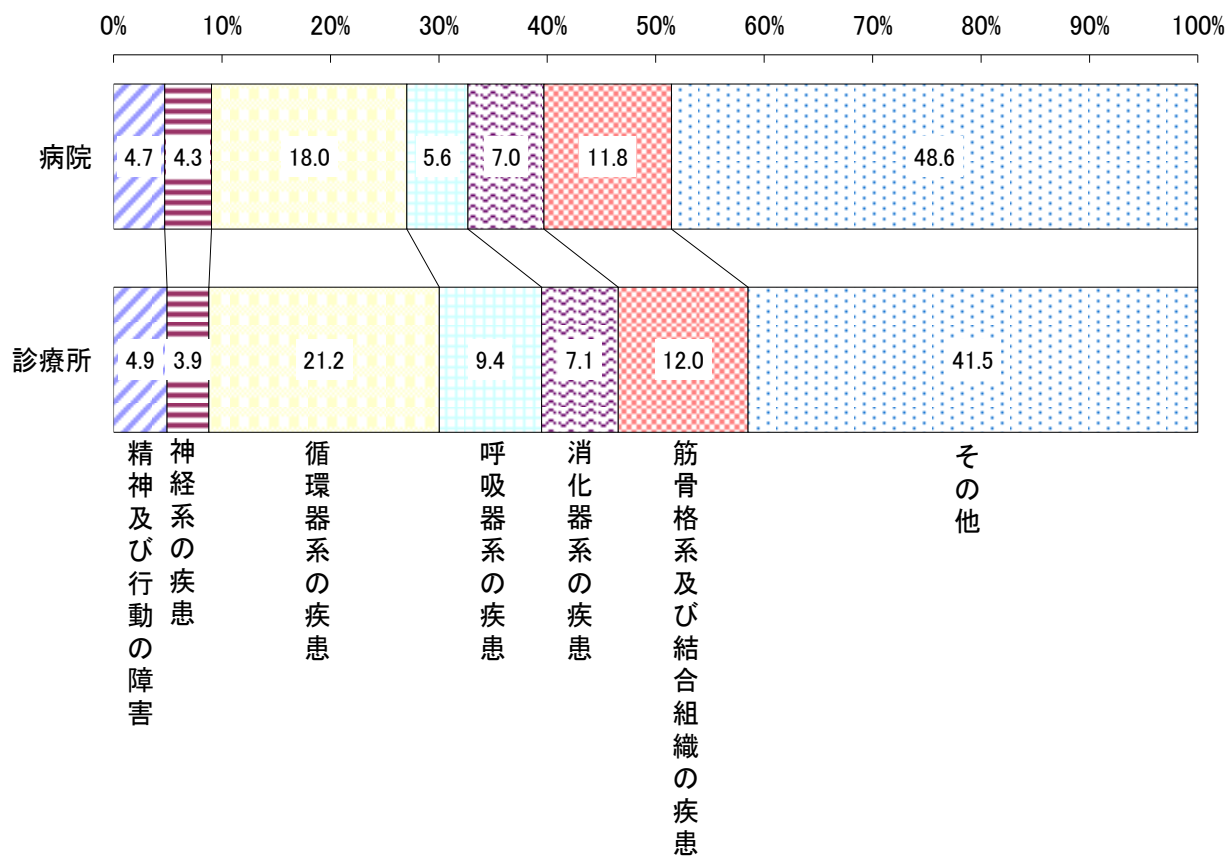


図 5 - 5 一般診療件数の構成割合，病院－診療所・傷病分類別（入院外）



6. 一般診療件数と日数と決定点数の入院－入院外・傷病分類別の状況

(1) 入院

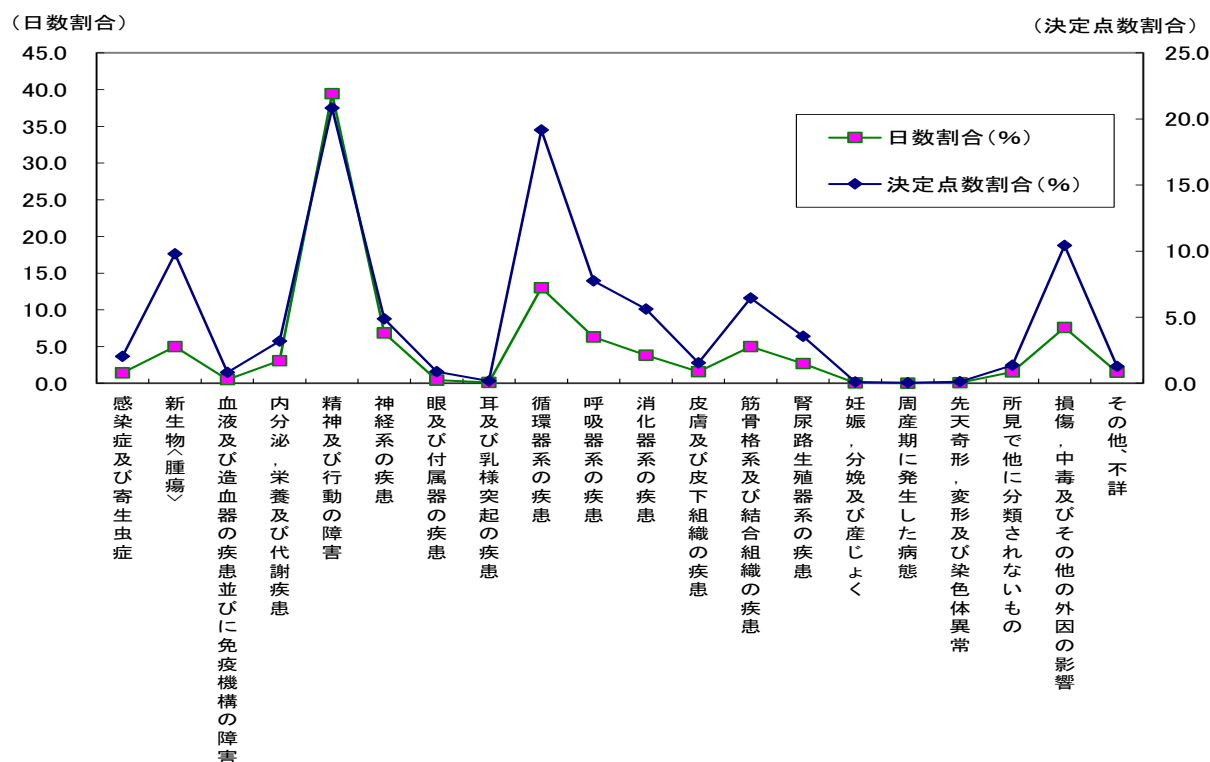
入院日数に対する傷病分類別の構成割合は、「精神及び行動の障害」が 39.5%と最も多く、次いで「循環器系の疾患」が 13.0%となっている。

決定点数に対する傷病分類別の構成割合も「精神及び行動の障害」が 20.8%と最も多く、次いで「循環器系の疾患」が 19.2%となっている。(表 6－1、図 6－1)

表 6－1 一般診療件数－日数－決定点数・構成割合，傷病分類別（入院）

	件数	日数	決定点数	日数割合 (%)	決定点数 割合(%)
総数	126,981	2,530,165	7,277,705,659	100.0	100.0
感染症及び寄生虫症	2,255	35,462	147,504,087	1.4	2.0
新生物〈腫瘍〉	9,859	126,665	713,372,660	5.0	9.8
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	871	13,076	59,409,584	0.5	0.8
内分泌，栄養及び代謝疾患	4,817	77,833	232,129,766	3.1	3.2
精神及び行動の障害	35,993	998,157	1,516,479,420	39.5	20.8
神経系の疾患	7,174	173,561	354,508,196	6.9	4.9
眼及び付属器の疾患	1,670	10,778	63,263,791	0.4	0.9
耳及び乳様突起の疾患	316	2,813	11,938,841	0.1	0.2
循環器系の疾患	18,019	328,977	1,394,744,247	13.0	19.2
呼吸器系の疾患	9,549	159,640	564,610,773	6.3	7.8
消化器系の疾患	7,756	96,422	409,027,440	3.8	5.6
皮膚及び皮下組織の疾患	1,977	40,095	112,514,862	1.6	1.5
筋骨格系及び結合組織の疾患	6,875	125,966	469,691,810	5.0	6.5
泌尿路生殖器系の疾患	4,684	68,271	259,112,560	2.7	3.6
妊娠，分娩及び産後	153	1,019	6,601,606	0.0	0.1
周産期に発生した病態	82	634	3,462,608	0.0	0.0
先天奇形，変形及び染色体異常	118	1,586	7,945,457	0.1	0.1
所見で他に分類されないもの	1,988	38,887	98,870,750	1.5	1.4
損傷，中毒及びその他の外因の影響	10,995	192,073	759,213,601	7.6	10.4
その他、不詳	1,830	38,250	93,303,600	1.5	1.3

図 6－1 日数割合・決定点数割合，傷病分類別（入院）



注：傷病名（SY）レコードに格納されている主傷病の傷病名コードが未コード化傷病名レコードであった場合は、不詳として表章している。

(2) 入院外

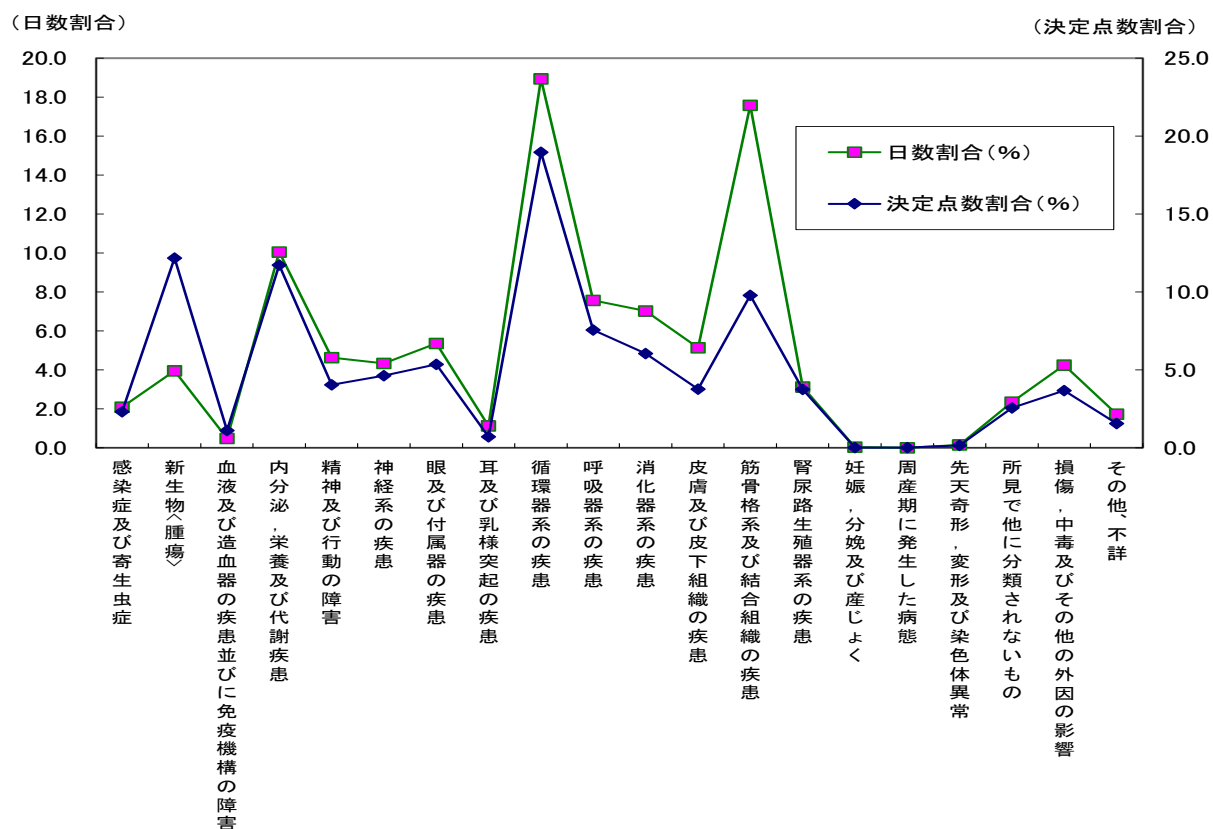
入院外診療日数に対する傷病分類別の構成割合は、「循環器系の疾患」が 18.9%と最も多く、次いで「筋骨格系及び結合組織の疾患」が 17.6%となっている。

決定点数に対する傷病分類別の構成割合は、「循環器系の疾患」が 19.0%と最も多く、次いで「新生物＜腫瘍＞」が 12.2%となっている。(表 6-2、図 6-2)

表 6-2 一般診療件数－日数－決定点数・構成割合，傷病分類別（入院外）

	件数	日数	決定点数	日数割合 (%)	決定点数割合 (%)
総数	1,775,249	3,056,515	3,453,770,687	100.0	100.0
感染症及び寄生虫症	39,738	64,087	80,042,737	2.1	2.3
新生物＜腫瘍＞	70,724	120,828	420,521,293	4.0	12.2
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	9,307	14,965	38,326,716	0.5	1.1
内分泌、栄養及び代謝疾患	205,536	307,234	405,211,373	10.1	11.7
精神及び行動の障害	86,361	141,692	139,638,996	4.6	4.0
神経系の疾患	71,051	132,684	159,869,814	4.3	4.6
眼及び付属器の疾患	131,006	163,946	185,133,925	5.4	5.4
耳及び乳様突起の疾患	22,631	34,495	24,999,044	1.1	0.7
循環器系の疾患	359,563	578,993	654,888,703	18.9	19.0
呼吸器系の疾患	146,989	231,587	261,436,248	7.6	7.6
消化器系の疾患	125,082	214,879	208,980,871	7.0	6.1
皮膚及び皮下組織の疾患	102,600	157,125	130,246,053	5.1	3.8
筋骨格系及び結合組織の疾患	211,249	537,487	338,267,252	17.6	9.8
腎尿路生殖器系の疾患	59,208	95,480	129,690,744	3.1	3.8
妊娠、分娩及び産じょく	769	1,240	925,770	0.0	0.0
周産期に発生した病態	241	322	722,829	0.0	0.0
先天奇形、変形及び染色体異常	3,041	4,607	5,340,427	0.2	0.2
所見で他に分類されないもの	42,696	71,811	88,564,988	2.3	2.6
損傷、中毒及びその他の外因の影響	61,487	130,004	126,823,876	4.3	3.7
その他、不詳	25,970	53,049	54,139,028	1.7	1.6

図 6-2 日数割合・決定点数割合，傷病分類別（入院外）



注：傷病名（SY）レコードに格納されている主傷病の傷病名コードが未コード化傷病名レコードであった場合は、不詳として表章している。

7. 1件当たり日数と1件当たり決定点数の入院－入院外・都道府県－指定都市－中核市別の状況



図7-3 入院1件当たり点数

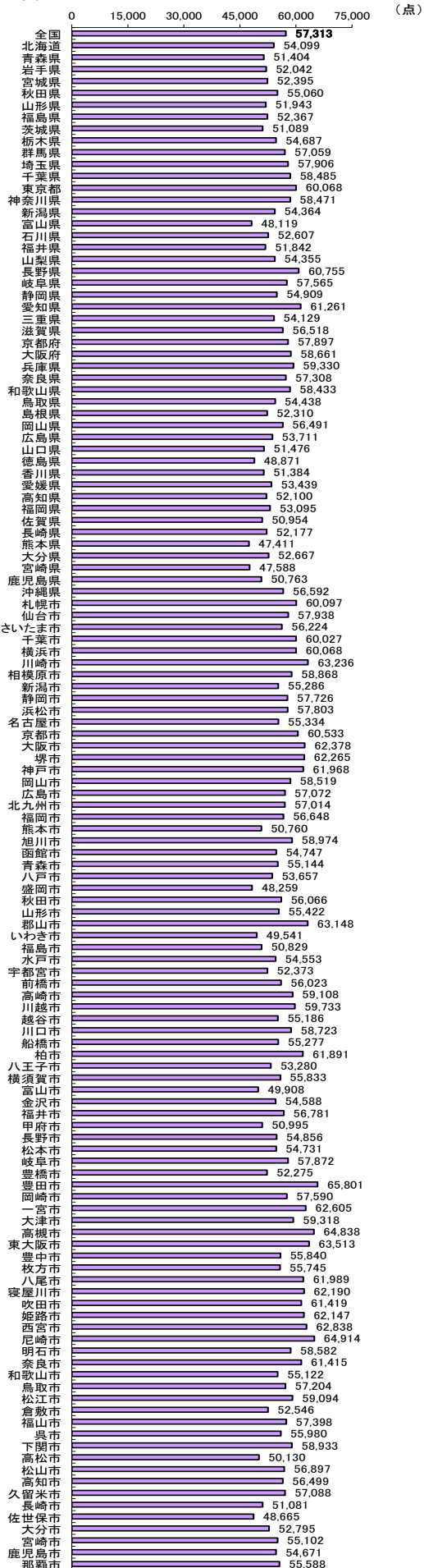
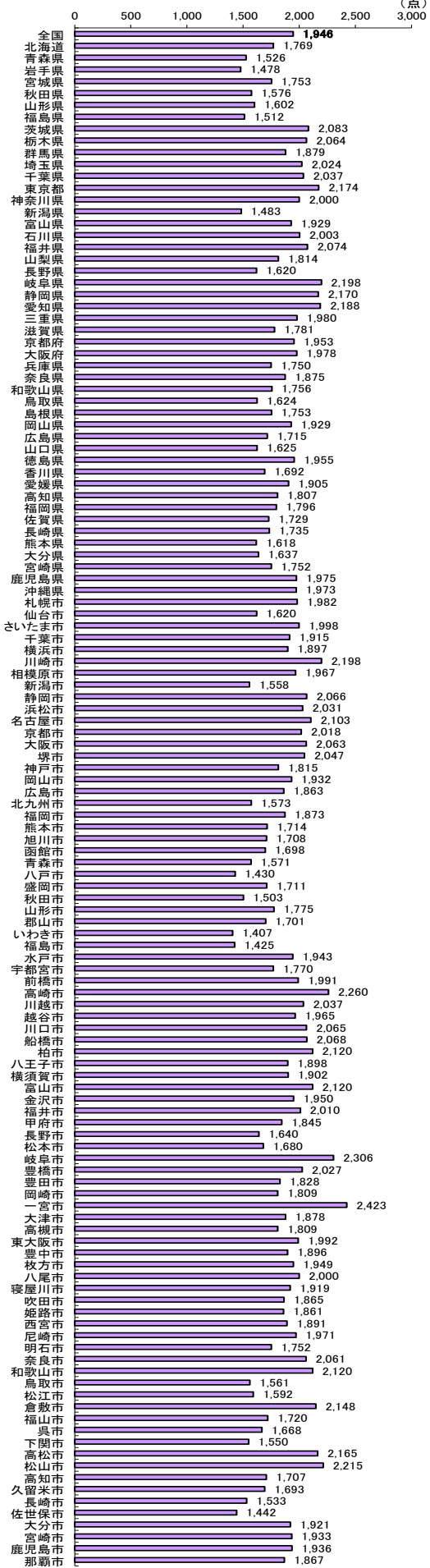


図7-4 入院外1件当たり点数



注：都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

【 薬局調剤 】

8. 調剤行為の状況

1 件当たり点数は 1551.2 点、処方せんの受付 1 回当たり点数は 1149.1 点となっている。

1 件当たり点数を調剤行為別にみると「薬剤料」1124.8 点が最も高く、次いで「調剤技術料」212.0 点、「薬学管理料」210.4 点となっている。

処方せん発行医療機関別にみると、1 件当たり点数は「病院」2375.2 点、「一般診療所」1247.7 点、「歯科診療所」339.7 点、受付 1 回当たり点数は「病院」1849.3 点、「一般診療所」906.3 点、「歯科診療所」278.8 点となっており、いずれも「病院」が最も高くなっている。(表 1、2)

表 1 1 件当たり点数－受付 1 回当たり点数－1 件当たり受付回数，処方せん発行医療機関別

調剤行為		総数	処方せん発行医療機関		
			病院	一般診療所	歯科診療所
		1件当たりの点数			
総		1,551.2	2,375.2	1,247.7	339.7
調	剤	212.0	194.1	219.5	152.9
薬	学	210.4	222.9	207.0	82.8
薬	管	1,124.8	1,950.3	818.6	103.7
特	理	4.0	7.9	2.6	0.2
定	剤				
保	療				
険	材				
医	料				
療	料				
材					
料					
料					
		受付1回当たりの点数			
総		1,149.1	1,849.3	906.3	278.8
調	剤	157.0	151.1	159.4	125.5
薬	学	155.9	173.5	150.4	68.0
薬	管	833.2	1,518.5	594.6	85.1
特	理	3.0	6.1	1.9	0.2
定	剤				
保	療				
険	材				
医	料				
療	料				
材					
料					
料					
		1件当たりの点数受付回数			
		1.35	1.28	1.38	1.22

表 2 点数－件数－受付回数，処方せん発行医療機関別

調剤行為					総数	処方せん発行医療機関		
						病院	一般診療所	歯科診療所
総調剤技術料 薬剤学管理料 薬剤料 特定保険医療材料料	点 数							
	数	2,157,481,592	910,466,534	1,243,261,381	3,753,677			
	料	294,808,673	74,410,347	218,709,092	1,689,234			
	料	292,631,930	85,435,725	206,280,876	915,329			
	料	1,564,425,906	747,608,226	815,671,194	1,146,486			
	料	5,615,075	3,012,237	2,600,210	2,628			
	件 数							
		1,390,846	383,328	996,467	11,051			
受 付 回 数								
	1,877,536	492,327	1,371,744	13,465				

注：1) 「薬剤料」は、調剤報酬明細書の「処方」欄に記載された用量、「調剤数量」欄に記載された調剤数量及び薬価から、個別の薬剤ごとに算出した薬剤料をいう。
 2) 令和 4 年度調剤報酬改定において、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しがあり、「調剤技術料」の一部について「薬学管理料」への再編が行われたため、令和 3 年以前との数値の比較には留意が必要である。

Ⅲ 用語の解説

件数	1 か月ごとに提出される明細書 1 枚を 1 件としている。外来患者が当月中に入院した場合は、入院外で 1 件、入院で 1 件となり、それぞれ 1 件ずつ計上している。
日数	入院では当月中の入院日数のことであり、入院外では当月中の外来、往診等で医師の診療を受けた実日数のことであって、傷病の始期から転帰までの日数ではない。
決定点数	診療報酬点数表、診断群分類点数表及び調剤報酬点数表に定められている点数で、1 点を 10 円とするものである。
病院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
	一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
	歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
薬局調剤	健康保険法等に基づく療養の給付の一環として、医療機関の保険医が患者に交付した処方せんに基づき、保険薬局において保険薬剤師が行う調剤業務をいう。
受付回数	保険薬局で当月中に処方せんを受け付けた回数をいう。
後発医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、新薬とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品（いわゆるジェネリック医薬品）をいう。